

柳川市保育士就職支援一時金の概要

趣 旨

市内の保育所等の保育士不足の解消と保育士の定着化を目的に、新たに保育所等に就職した保育士に対して一時金を支給するもの

対象者

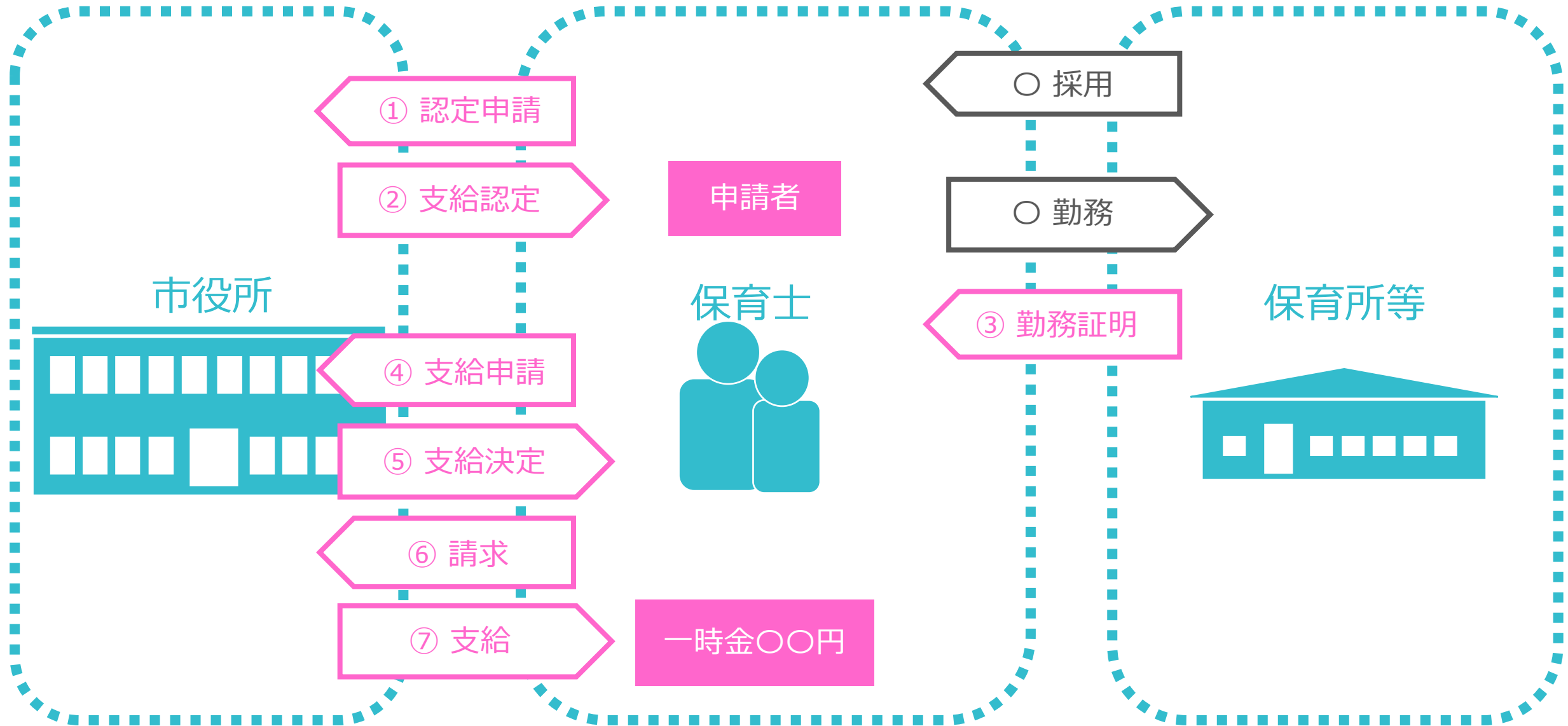
令和6年4月1日以降に柳川市内の保育所・認定こども園に就職した保育士で、次の条件を満たすもの

- ・1年以上継続して1日6時間以上かつ月20日以上勤務すること
- ・過去2年以内に保育士として市内の保育所等に勤務していないこと

支給額

- ① 10万円（保育士資格取得後、初めて就職した保育士）
- ② 5万円（①以外の保育士）
（①・②ともに就職を理由とする市外からの転入者は加算5万円）

保育士就職支援一時金 申請の流れ



① 認定申請

- ・令和6年4月1日以降に採用された保育士は、必要書類を添えて認定申請書を提出する。
- ・保育所等では、勤務証明書を交付するほか、申請手続きのサポートを行う。

② 支給認定

- ・市は、①の書類を確認し、条件を満たしていれば認定通知書で申請者に通知する。

③ 勤務証明

- ・保育所等は、1年間の勤務実態を確認し、勤務証明書を交付する。（1日6時間／月20日）

④ 支給申請

- ・②の通知を受け、採用後1年間勤務した保育士は、③の証明書等を添えて支給申請書を提出する。

⑤ 支給決定

- ・市は、④の書類を確認し、条件を満たしていれば支給決定通知で通知する。

⑥ 請求 → ⑦ 支給（個人口座に振り込み）